

神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会

【開催日時】令和3年8月2日（月）14:00～15:30

【開催場所】三宮国際ビル 7階 701大会議室

【出席者】 委員14名

【議事概要（主な意見交換の内容）】

●委員

運行管理責任者兼運転者が運転しているときは、誰が運行管理をするのですか。

●申請者

基本的に私が事務所で朝の点呼を含め運行管理をしています。不在の場合は、運行管理の代行者が点呼を含め運行の管理をします。

●委員

朝から夕方遅くまで飛び飛びで運行していますが、その間、運行管理者として常に誰かが必ず事務所にいるのでしょうか。

●申請者

事務所登録している淡河宿本陣跡の管理や清掃も兼ねて、朝の点呼の時間であるとか、その日が終わるときに報告等を受けるときを含め、基本的には必ず事務所にいます。

●委員

本来でしたら乗合バスで淡河までお送りできればというところですが、そういったところを補完していただくということで、ありがたいと思っています。

御坂の停留所について、乗務員に周知するにあたり、三木方面から東向きのバスと三宮方面から西向きのバスの2つを受ける、車両の待機場所を教えてくださいたいです。

●申請者

今回申請している帰宅支援便ですが、部活等で遅くなると淡河に帰ることができない状況を解消したいというのがありまして、三木もしくは三宮から帰ってくる生徒が集約される御坂に我々が迎えに行けたらと思います。

御質問のバスが来るまでの待機場所は、御坂神社の駐車場で、宮司さんにも御了解をいただいております。そこで待機しながら、神姫バスさんが出発するのを見て停留所に向かうことを神姫バスさん、有馬警察さんから御了解いただければと思います。もしそれが難しいということでしたら、御坂神社でそのまま待機し、生徒に神社まで移動してもらおうと思っています。

●委員

三宮から西向きの三木方面行きは、御坂のバスベイでお客様に御乗車いただくということで承知いたしました。逆の三木から三宮方面へ向かう便が17時52分と18時52分着ですが、停留所で降りられて、それから道路をまたいで逆側に止まっている車両

に乗り移るということによろしいですか。

●申請者

はい。

●委員

運行計画について確認したいのですが、これは予約運行と定時運行、どちらですか。

●申請者

基本的には定時定路運行です。1台に乗っていただけるのが4名ですので、もし当日5名以上になってしまうと車をもう1台ということになりますので、必ず前日までに予約していただく、その意味での定時定路ということ御理解いただければと思います。

●委員

運行計画においてダイヤというのはある程度明確にすべきと思います。運行計画上で言えば、起終点で何時という形をある程度作れると思います。実績数値と統計も出していますが、これを評価するときに、その便で何人乗っているからこれは有効性があるとか、1台に何人乗っているのか、複数乗っていれば有効な運行ということなるし、1人しか乗っていないとなると少し弱いとなります。そういう意味で、もう少し明確にできるところは明確に作ったほうがいいと思います。

●申請者

ありがとうございます。今御指摘いただいた点について、神戸市職員の方々のお知恵を借りまして、分析や集計方法を御指導いただきながら、導入していけたらと思います。

●事務局

神戸市から少し補足です。この運行は基本的に定時で動かしていますが、予約が無ければ運行はありません。また事業性というところでは、基本的に淡河町民の生活の足の確保が目的で、神戸市も運行支援をしながら運行されています。今のところダイヤが無い中でも十分運行されていますが、今御指摘いただいたことも踏まえて、淡河町地域振興推進協議会と話をさせていただければと思います。

●委員

36、39ページにそれぞれ使用車両の写真がありますが、車両の側面において公共交通空白地有償運送ということが分かるようにされています。バスの乗務員は後ろから来ますので、仮にバスのダイヤが乱れてバッティングした場合に変なトラブルにならないよう、後方にも公共交通空白地有償運送の車両であるということが分かるような対応はいかがでしょうか。

●委員

両側面につけていけば、基本的には要件は満たしているということになり、3枚目をつけるかどうかは、どちらでも構わないということになります。

●委員

地域のマークでもいいのですが、もし貼っていただけるのであれば、貼っている車が止まっていますということを周知します。もし駄目でしたら、ナンバープレート何番の車が止まっていますということで周知するなど色々考えたいと思います。やり方が決まったら教えてください。担当営業所に周知します。

●委員

今の写真のところですが、福祉有償運送の場合「有償運送車両と番号」になります。こちらは「公共交通空白地有償運送」という形で、「車両」は入らない。

●委員

車両の表示ですが、今回新規の法人による登録になりますので、今の番号とは違う登録番号が付されます。そのときに付される番号、神戸の神、兵庫の兵、交通の交で第何号という形で表示されますので、こちらを1文字5センチぐらいの大きさを表示していただくことになります。

●委員

その登録に係るところで、福祉有償運送の場合、運送の区域の表示は市単位になります。交通空白地有償運送では、11ページのような「神戸市北区淡河町と三木市志染町の一部」という書き方になるのでしょうか。

●委員

運送の区域ですが、今回主たる目的は淡河町住民の輸送であると思いますので、表記自体はこの申請書の内容で差し支えなく、このような形での許可証の発行を検討しています。

●委員

区域の記載だけであれば、三木市の分が淡河町と同じ扱いになってしまいますので、備考の記載もつけられるということですね。

●委員

そうです。

●委員

地域の足を確保する上で非常に大事なことだと思いますが、運営する上でお金が非常にかかると思います。これまで月にどの程度経費がかかり、神戸市からどの程度補助しているのか、可能な範囲で教えてほしいと思います。

●事務局

まず神戸市の支援制度ですが、地域コミュニティ交通導入支援事業という支援制度があります。市街地と田園地域で支援の考え方が違いますが、淡河町は田園地域であり、利用者が少ない中で運行距離も非常に大きくなるということで、全体の事業に係る運行経費の75%を支援するという制度になっています。淡河町ゾーンバスについては、年間三百数十万程度を支援しており、コロナが流行し出す前の令和元年度であれば、年間

8, 000人ぐらい御利用いただいております、75%上限と言いつながら、大体運行支援5割強程度でやっておられます。運賃収入が5割弱程度だったと思います。

●委員

御坂バス停の駐車の関係で神戸運輸管理部さんに確認させていただきたいのが、今回の運行が三木市に入り込んでおり、この場合、三木市との調整が必要かどうかということです。バス停に駐車できるかどうかは関係者の合意が必要で、もし調整が必要であれば、三木市長からも合意をいただく必要があるということになります。

●委員

課内で検討する中では、路線自体は一部三木市に入り込んでいる状態ですが、利用者は淡河町内の住民で、部活をする学生が主な対象ということで、三木市に大きな影響を及ぼすものではないので、三木市の地域公共交通会議で事後的でもいいので報告するという形で整理しているところです。ただ、自家用有償運送と乗合バスがバス停を一緒に使うとなると、合意が必要なケースもあるかと思っておりますので、そのときは手続が発生する可能性はあるということになります。

●委員

今回は事後報告で取りあえず通知はするというくらいの位置づけと考えてよろしいでしょうか。

●委員

はい。神戸市さんとの事前調整の中でも、事後的に三木市さんに通知をお願いするという形で調整しています。

●委員

分かりました。道路交通法44条の2項で駐車に関して関係者の合意が必要で、公安委員会、旅客運送の神姫バスさん、こちらの事業に関わる神戸市さん。これに三木市さんが入ってくるかどうかは持ち帰らせてもらい、本部と調整します。あと、兵庫陸運部さんではなく近畿運輸局さんの合意ということでよろしいでしょうか。

●委員

近畿運輸局の合意になります。合意書自体は兵庫陸運部にいただきますが、発行は近畿運輸局になります。

●委員

これとは別で、申請書の事故処理連絡体制ですが、警察での事故の受理については、それぞれの警察署管内発生事故ということになります。よって事故処理連絡体制としては、有馬警察署以外に三木警察署を加えていただければと思います。

●委員

9ページの旅客から収受する対価の要件のところ、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内と記載していただいておりますが、この意味をもう少し

し詳しく御説明していただければと思います。

●事務局

旅客から収受する対価について、基本的には実費の範囲内とされていますが、その中で区域を定めて行う自家用有償運送の場合、近隣のタクシー運賃の2分の1を目安という形になっています。あくまで目安なので、かかる経費が大きければ、その分高い運賃を定める場合もありますし、そうでなければ、おおむね2分の1以内になります。

●委員

タクシーの上限運賃ですが、1.5キロ以内が660円で、2分の1以内の300円ということですが、距離が長いところで5キロぐらいだと恐らく2,000円ぐらいがタクシーの上限運賃です。その2分の1だと1,000円。そのあたり今後考慮いただければと思います。タクシー事業として300円で走るの競争できない運賃ですので、5キロでしたら2,000円ぐらいがタクシーの上限運賃だということだけ御理解いただいたら助かります。

●委員

自家用有償運送は営利に至らないということが一番のポイントになりますので、運賃を低く抑えるという形になります。それと今回計画されているのは、あくまで乗り合いという形ですので、単純にタクシー料金との比較はできないと思います。

●委員

要件に上限運賃という言葉があるのがどうかということで、運賃については何も思わないですが、上限運賃の2分の1とは違うということになります。

●委員

この収受の対価については変更も可能です。もし変更される場合、協議会で協議することになりますので、勝手に変えることは一切ございません。

●委員

御坂への延伸の実施時期はいつ頃になるのでしょうか。

●事務局

この協議会で協議が整いましたら、兵庫陸運部さんに申請書を提出し、審査期間を経て、10月1日から運行開始できればと考えています。

●委員

皆さん御存じのように、淡河町は高齢化しています。淡河町ゾーンバスは生活の足として今も運行していただいております。ぜひこのまま継続してほしいと思っています。

●委員

それでは特に反対の意見も無かったと思いますので、当運営協議会といたしましては、申請内容を踏まえ、一般社団法人淡河町地域振興推進協議会が淡河町ゾーンバスの登録

を申請するにあたり、協議が整ったものとさせていただいてよろしいでしょうか。

若干の修正はありますが、附帯要件にする程でもないと思いますので、そこは対応していただければと思います。では特に反対の意見も無いので、協議は整ったとさせていただきます。

途中ありましたように、運行は継続されて、登録ができて切り替えができる状態になったときに、運行主体が今のところから新しい法人に切り替わることになります。その際に御坂までの運行が可能になります。

これで予定されていた議事は全て終わりましたが、協議会は更新時しか基本的に開く機会がございません。こうした良い機会ですので、委員の皆様から淡河町ゾーンバスについてアドバイスや御意見などございましたらお願いします。

●委員

最初の発足のときに、淡河町でこの協議会をした記憶があります。やはり現場を見て、ここはこうしたほうがいいのか、色々意見を出しやすい状況を今後作ってほしいと思います。淡河町にもあまり行ってないので、この場だけでは限界があります。次回更新のときに、できたら現地で色々見ながら会議を開いてほしいと思います。

●委員

私も最初のときは淡河町でこの協議会を開いた記憶がございます。また神戸市さんに検討していただければと思います。

●委員

免許証を見ると比較的若い方がドライバーをしていると思いました。いつそういう方たちが乗れない状況になるかもしれないので、町民の方も便利と仰っているのですしたら、今後淡河町ゾーンバスを残していくために後継者育成が必要と思います。またこの会議の中でも出てきたデータ分析というところも、しっかりやっていただきたいです。あと、何歳ぐらいの方が淡河町ゾーンバスを利用されているのでしょうか。

●申請者

利用者は総じて70以上の方です。淡河町は田舎で、皆さん軽トラを運転される方が多いです。淡河町ゾーンバスを御利用いただくのは、自分自身の運転に危険を感じた場合と、御家族から言われて運転を控えておられる方です。一番多いのは、診療所に行かれる層ですので、やはり70から80、場合によると90歳代という方々になります。30代、40代の方の御利用もありますが、その方々はもともと持病があつて運転を控えておられるということですので、基本的には70以上が利用者の大半となっています。

●委員

申請関係について、前回の登録が廃止になって、新しい法人で新規登録という形になりますので、実態としてはほぼ変わらないと思いますが、登録免許税が1万5,000円かかります。また、廃止届を出していただき、淡河町地域振興推進協議会さん宛てに

廃止の通知をする必要がございますので、そのような手続があるということを念頭に入れていただければと思います。

以上